

令和7年度 いじめ防止に関する基本方針

野田市立川間中学校

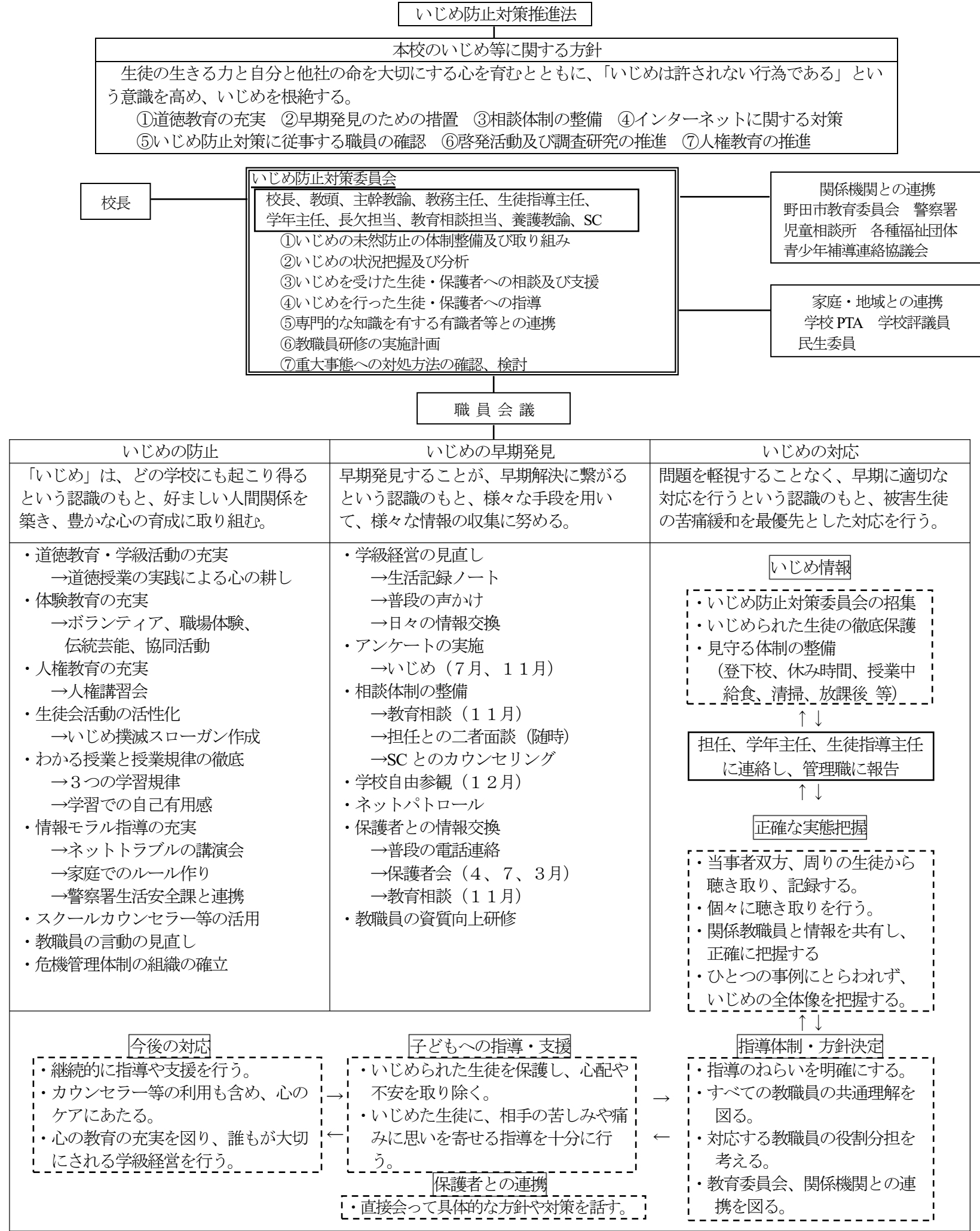
1 基本的ないじめ防止対策に関する考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危害を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。したがって、いじめ問題への取り組みにあたっては、いじめ防止対策推進法の下に、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進めていく必要がある。生徒の尊厳が守られるように、全職員が共通理解のもと、いじめの防止、早期発見、及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に行っていく。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止に関する組織と具体的活動



4 いじめ発見のポイント

場 面 等	観 察 の 視 点
登下校時	・朝いつも誰かの机が曲がっている。 ・理由もなく、一人で早く登校したり、一人で下校したりすることが増える。 ・一緒に登下校する友達が違ってくる。 ・下を向いて視線を合わさないようになる。 ・元気がなく浮かない顔をする。あいさつをしなくなる。 ・特に用事がないのに、教職員に近づいてくる。
朝の会	・遅刻、欠席が増え、理由を明確に言わない。 ・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気）を訴える。 ・表情が暗く、どこことなく元気がない。
授業の開始時	・担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ・用具、机、イスなどが散乱している。 ・席を替えられている。 ・周囲が何となくざわついている。
授業中	・授業道具等の忘れ物が目立つ。 ・頭痛、腹痛等を頻繁に訴え、保健室によく行くようになる。 ・周囲の状況に関わらず、一人でじっとしている。 ・教科書、ノート等に落書きが目立つ。 ・他の子どもたちから発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。 ・発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。 ・特定の子どもの机との距離を離す。 ・教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。 ・授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。
休み時間	・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。 ・用もないのに職員室等へ来たり、階段や廊下を一人で歩いていたりする人が多い。 ・遊びと称して、友だちとふざけあっているが、表情が暗い。 ・遊びの中でいつも同じ役をしている。 ・お金や物品の受け渡しを行っていることがある。
給食時	・好きなものを他の生徒にあげる。 ・嫌われているメニューのとき、多く盛られる。 ・食べ物にいたずらをされる。 ・その子どもが配膳すると嫌がられる。 ・食事の量が減ったり、食べなかったりする。 ・班にすると机と机の間に隙間がある。
清掃時	・目の前にゴミを捨てられることがある。 ・人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人でしたりする。 ・友だちに誘われてさぼることが多くなる。 ・いつも雑巾がけやゴミ捨ての登板になっている。 ・教職員がいないと掃除がきちんとできない。
放課後	・持ち物がなくなったり、掲示した作品にいたずらなどをされたりする。 ・衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。 ・靴や傘が隠されていたりする。 ・急いで一人で帰宅したり、みんなが帰るまで帰宅しなかったりする。 ・教職員の近くから離れようとしない。
その他	・わざとらしくはしゃいでいる。 ・おどおど、にやにや、にたにたしている。 ・いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。 ・ときどき涙ぐんでいる。 ・友だちに悪口を言われても言い返せなかったり、愛想笑いをしたりする。 ・掲示物が破れていたたり、落書きがあつたりする。 ・理由もなく成績が突然下がる。 ・グループ分けをすると毎回必ず残る。